

加盟店様 各位

《民法改正に伴う保証委託契約書兼貸貸保証契約書及び約款改訂のお知らせ》

拝啓

春和の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様もご承知の通り、2020年4月1日より改正民法が施行されます。民法改正に伴いまして、弊社の「保証委託契約書 兼 貸貸保証契約書」及び約款を以下の様に改訂いたします。

敬具

<記>

<契約書の改訂の内容について>

- 個人の連帯保証人の極度額について「極度額記載欄」を追加  
⇒連帯保証人ありプラン（法人契約では法人代表者も含む）においては賃貸借契約にて定めて頂いた極度額を弊社の保証委託契約書にも記載して頂く形になります。  
**※記載が無い場合は、保証契約が無効となってしまいますので必ず記入して頂きますよう、お願いいたします。**

<契約書約款の改訂の内容について>

- 連帯保証人の極度額に関する条項の追加
- 事業・店舗用プランで賃借人より連帯保証人に対し契約締結前に財務状況等を伝える  
情報提供義務に関する条項の追加  
⇒「保証委託契約条項」第20条 及び「賃貸保証契約条項」第9条に記載をしております。

<契約書の差し替えについて>

弊社契約書の右上部に「2020.1」と記載のあるものが民法改正後もご利用頂けます。それより以前の契約書はご利用頂けなくなります。万が一、お手元に届いていない場合はお申し付け下さいませ。

加盟店様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。  
ご不明な点等がございましたら下記までご連絡をお願いいたします。

2020年3月吉日

【賃貸保証会社】

株式会社 アクシスコミュニティ

代表取締役 柳澤芳栄

東京都台東区東上野2-18-22 S&Uビル5F

TEL:03-6284-4670 / FAX:050-3488-8639

Mail:info@axiss-community.jp